

徳島県情報公開審査会答申第59号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年2月19日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「徳島県国保連合会に対して、徳島県がどういった指導監査などを行っているかを知りたいので、指導・監査の内容も含めて教えていただきたいです（過去3年分）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年3月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成17年度国民健康保険指導監督復命書」及び「平成18年度国民健康保険指導監督復命書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、その内容について検討した結果、徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の科別、所属又は職名、役職名、再審査部会員、専門部会員、住所、電話番号及び備考の内容が条例第8条第1号に該当すると判断し、当該部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「原処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年4月7日、異議申立人は、原処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関の決定の一部取消し

平成20年5月2日、実施機関は、原処分中の「徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の科別、所属又は職名、役職名、再審査部会員、専門部会員、住所、電話番号及び備考」の内容を公開しないこととした部分を取消し、本件公文書中の「徳島県国民健康保険診療報酬審査会委員の住所及び電話番号（自宅が病院又は診療所と同一の場所にあるもの以外の自宅の住所及び電話番号を記載しているものに限る）」（以下「本件非公開部分」という。）の内容を公開しないこととする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

5 諮問

平成20年5月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」と

いう。)に対して、当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全部の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立人から提出された異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 本件公文書では、徳島県が徳島県国保連合会に対して指導・監督をしていることは分かったが、具体的にどういった指導・監督をしているのか分からないので、復命書以外にどういった指導監督をしていたか分かる公文書はありと考えられる。

イ 本件公文書で非公開となった情報のうち、徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の科別、所属又は職名、役職名、再審査部会員、専門部会委員は公開できる。

ウ 決定に明らかな遅延があり、公文書を公開したくない理由があるのではないかと、指導・監督をしていないのではないかとと思う。

(2) なお、当審査会での口頭意見陳述において、異議申立人から、「本件処分で非公開となっている本件非公開部分については、公開を求めない。」との主張がなされている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 条例第8条第1号(個人に関する情報)の該当性について

本件非公開部分については、個人が識別される情報であり、条例第8条第1号のただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、本号に該当すると判断したものである。

2 請求対象公文書について

国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に対しては、毎年、指導監督を行い、復命書を作成しているが、厚生労働省が指導監督を行った年度については、慣例として、県の指導監督を行っていない。

したがって、厚生労働省が指導監督を行った平成19年度については、県の指導監督

督は行われておらず、これに関する公文書を作成・取得していない。

以上から、徳島県が国保連合会に対して行った指導監督に関する公文書（過去3年分）については、本件公文書以外に存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 審査事項について

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全部の公開を求めるというものであるから、審査事項は 本件非公開部分に係る本件処分の妥当性及び 対象公文書の特定に係る本件処分の妥当性となる。

しかし、本件処分では、「徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の科別、所属又は職名、役職名、再審査部会員及び備考」と「同委員の住所及び電話番号（自宅が病院又は診療所と同一の場所にあるもの）」が公開されており、さらに、上記異議申立人の主張要旨中に示すとおり、異議申立人は、本件非公開部分の公開を求めている。

したがって、当審査会としては、 対象公文書の特定に係る本件処分の妥当性についてのみ審査する。

2 対象公文書の特定に係る本件処分の妥当性について

(1) 本件公文書について

一般に、知事部局において指導監査に類する業務を行う際、 事前調査関係書類及び 復命書が取得・作成され、文書指導事項がある場合には、 指導文書及び文書指導事項に対する相手方からの改善報告等応答文書が作成・取得される(以下、これらを総称して「指導監査関係書類」という。)

実施機関における国保連合会への指導監督においても別段異なる取扱いはなされておらず、指導監査関係書類中の に対応する「国民健康保険団体連合会指導監督参考資料（以下「参考資料」という。）」及び に対応する「復命書」が取得・作成され、文書指導事項がある場合には、 及び に対応する文書が作成・取得されることとなる。

本件公文書は、平成17年度及び平成18年度の国保連合会指導監督に係る復命書が各年度一件ずつあるのみであるが、復命書には参考資料が添付されていることから、平成17年度から平成19年度までにおける指導監査関係書類中、平成17年度及び平成18年度に係る 及び に対応する文書各一件ずつで構成されていることになる。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関からの説明によると、国民健康保険法第106条において、「厚生労働

大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。」と定められていることから、徳島県では、年に1回、国保連合会に対する指導監督を行うこととし、厚生労働省が指導監督を行った年度については、慣例として、徳島県の指導監督は行っていないとのことである。

このことから、本件請求のなされた平成20年2月19日から過去3年間、すなわち平成17年度から平成19年度までにおいては、平成17年度及び平成18年度は徳島県が指導監督を行っているが、平成19年度は厚生労働省が指導監督を行ったため、徳島県はこれを行っていない。

そうすると、少なくとも平成19年度に関しては、そもそも実施機関は国保連合会に対する指導監督を行っていないのであるから、本件請求に係る公文書が存在しないにつき、何ら不自然、不合理な点はない。

また、平成17年度及び平成18年度ともに、指導監督は1度しか行っていないのであるから、参考資料及び復命書は1件ずつしかないのが当然であり、さらに文書指導事項がなかったことは本件処分により公開された復命書の記載内容からも明白であるから、指導監査関係書類中 及び に対応する公文書が存在しなくとも、何ら不自然、不合理な点はない。

したがって、本件公文書のみを本件請求の対象公文書と特定した実施機関の判断は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

本件事案においては、原処分に先立ってなされた決定期間延長手続きにおいて、異議申立人の不信を招くような処理が見受けられており、実施機関にあっては、今後より一層、公文書公開に係る事務を適正に遂行するよう求める。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 5月15日	諮問
6月18日	実施機関からの理由説明書を受理

7月 1日	異議申立人からの意見書を受理
8月25日	審議（第58回審査会）
10月 1日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第59回審査会）
11月 4日	実施機関からの口頭理由説明、審議 （第60回審査会）
12月 3日	審議（第61回審査会）
平成21年 1月14日	審議（第62回審査会）